

青森県報

第四千四百五十四号

平成三十年
五月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
 - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
 - 喀痰吸引等業務の登録……………(同) …… 二
 - 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 二
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三 八 地 域 民 局) …… 二
 - 右 同……………(同) …… 二
 - 土地改良事業計画変更の認可……………(同) …… 二
 - 土地改良区管理規程廃止の認可……………(同) …… 三
 - 右 同……………(同) …… 三
 - 土地改良区管理規程の認可……………(同) …… 三
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(上 北 地 域 民 局) …… 四

選挙管理委員会

- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事 務 局) …… 四

告

示

青森県告示第四百一十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	訪問看護	名称	所在地	指定年月日
一般社団法人青森県ラフレシール	〇四号	弘前市大字福田三丁目二の二	訪問看護	あした弘前ステーション	弘前市大字大清	水四丁目八の三	平成三十・六・一

青森県告示第四百一十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	訪問看護	名称	所在地	指定年月日
一般社団法人青森県ラフレシール	〇四号	弘前市大字福田三丁目二の二	訪問看護	あした弘前ステーション	弘前市大字大清	水四丁目八の三	平成三十・六・一

青森県告示第四百三三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二五〇〇六二	〇二五〇〇六一
登録年月日	〇二五〇〇六二	〇二五〇〇六一
氏名又は名称	社会福祉法人長慶会	社会福祉法人長慶会
住所	弘前市大字五三三の三	弘前市大字五三三の三
事業名称	特別養護老人ホーム長慶苑	特別養護老人ホーム長慶苑
所在地	弘前市大字五三三の三	弘前市大字五三三の三
業務開始年月日	〇二五〇〇六一	〇二五〇〇六一
備考	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設

青森県告示第四百四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類
名称	障害児通所支援事業所
主たる事務所の所在地	所在地
指定年月日	

出 先 機 関

株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中区田町二二〇の一五	保育所等訪問支援	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森桜川校	青森市桜川六丁目一四の一〇	平成 三〇・六一
株式会社朝のへ東興	八戸市大字長横一階	放課後等デイサービス	白山台放課後等デイサービスみゆみゆ	八戸市北白山西二丁目八戸ビル一階	
朝日インテック	大里				

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を平成三十年五月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年五月二十五日

三八地域県民局長 津 島 正 春

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅水七崎土地改良区の定款の変更を平成三十年五月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年五月二十五日

三八地域県民局長 津 島 正 春

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、福

土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成三十年五月十一日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成三十年五月二十五日

三八地域県民局長 津 島 正 春

事業名 維持管理

土地改良区の管理規程廃止の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、浅水七崎土地改良区の岩ノ脇頭首工管理規程の廃止を平成三十年五月十一日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成三十年五月二十五日

三八地域県民局長 津 島 正 春

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正な取水位によりかんがい取水を行い、毎年四月上旬から九月中旬までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡、情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を

記録し、管理日誌を理事長に提出してその内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程廃止の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、三戸土地改良区の留崎頭首工管理規程の廃止を平成三十年五月十七日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成三十年五月二十五日

三八地域県民局長 津 島 正 春

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正な取水位によりかんがい取水を行い、毎年四月五日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備管理のために必要な車輛並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡、情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に關し必要な措置をとるものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出してその内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、三戸土地改良区の留崎頭首工管理規程を平成三十年五月十七日認可したので、同

